

静岡市「地域経済牽引事業」首都圏プロモーション連携支援計画

I 必須記載事項

1 連携支援事業の目標

(1) 支援対象とする事業分野

本計画は、平成 29 年 9 月に同意を受けた「静岡県静岡市基本計画」及び平成 30 年 3 月に同意を受けた「静岡県静岡市戦略産業等支援強化地域基本計画」に沿った「地域経済牽引事業」を、市内における支援のみならず、首都圏へのプロモーションやビジネスマッチング面においても支援していくことを目的とする。支援の対象とする事業分野については、上記 2 つの同意基本計画において地域の状況・特色等を踏まえて選定した全ての分野とする。

- ① 食品・化粧品・医薬品・医療機器関連産業の集積を活用した食品・ヘルスケア関連分野
- ② 産業用機械、工作機械、空調機器、自動車関連電装品、プラモデル関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 機械・金属・プラスチック等の精密・特殊加工技術を活用した先端加工分野
- ④ 家具・木製品関連産業の集積を活用した木工関連地場産業分野
- ⑤ 清水港、東名高速道路・新東名高速道路、中部横断自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野
- ⑥ 「南アルプスエコパーク」、「温泉」、「三保松原」、「久能山東照宮」などの観光資源を活用した観光・交流分野
- ⑦ 「桜えび」、「シラス」、「茶」、「わさび」などの、多彩な特産物を活用した六次産業化分野
- ⑧ 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターが保有するクリエイター育成の知見を活用した文化・クリエイティブ産業分野
- ⑨ 情報サービス、学術研究、専門・技術サービス関連産業の集積を活用した情報通信・専門サービス関連分野
- ⑩ 海洋関連産業の集積を活用した海洋・エネルギー分野

現在は、静岡市をはじめとする静岡市地域経済牽引事業促進協議会が支援の対象とする事業分野の地域経済牽引事業の発掘、支援に取り組んでおり、企業の設備投資や新規事業相談に合わせ、「地域経済牽引事業計画」の作成を促している。申請に関心がある企業向けの、個別相談会も開催し、制度の説明、活用可能な支援メニューの提示、書類作成支援など、きめ細かな対応で、企業の計画作成支援を強化している。

「地域基本計画」に沿って承認した「地域経済牽引事業」の中に、これまで支援の経験がなかった福祉や観光などサービスに関連する事業が増えてきたことが、本計画策定

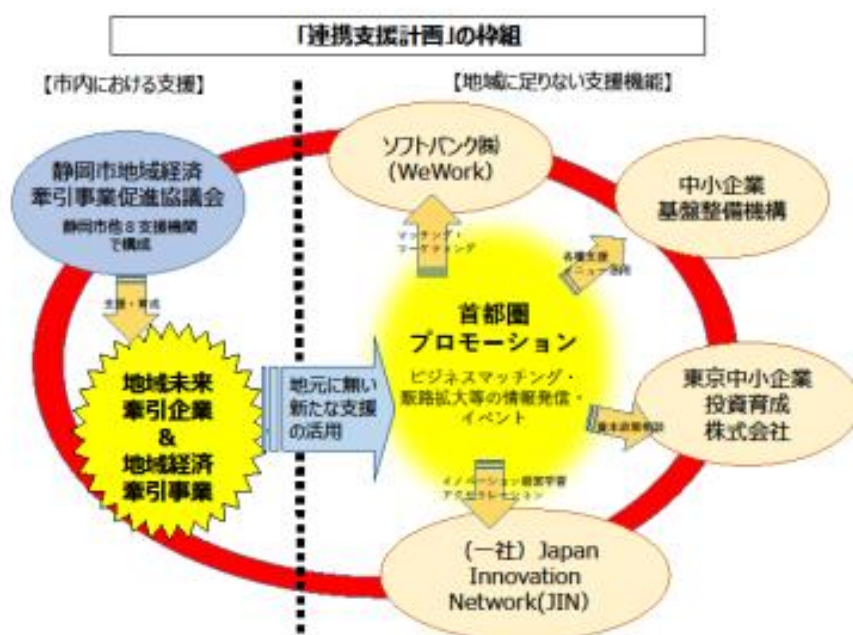
の契機となっており、多様な支援ニーズを充足するために、従来の枠組みにとらわれない新しい形の取組が求められている。

(2) 地域における産学官金の地域経済牽引支援機関の連携による切れ目のない支援体制の構築

本市地域基本計画では、産学官金により構成し、策定の主体となった静岡市地域経済牽引事業促進協議会が、それぞれの特色・強みを十分に発揮して、支援の効果を最大限発揮することとしており、静岡商工会議所・静岡県中小企業団体中央会による経営支援や組織化支援、地元大学による産学共同研究、静岡県産業振興財団・静岡県工業技術研究所による技術相談・研究開発支援、日本貿易振興機構静岡貿易情報センターによる海外展開支援、静岡経済研究所による調査・研究情報の提供、静岡市・静岡県による企業立地や設備投資支援など、促進区域内における切れ目のない支援体制を構築している。また、静岡市と市内に本社を有する銀行・信用金庫、市内に支店を有する政府系金融機関によって構成される静岡市官金連携情報交換会を通じて、静岡市が金融機関との橋渡し役となった金融支援体制を構築している。

地域基本計画に沿った「地域経済牽引事業」への支援を行うにあたっての新たな課題は、これまで支援の対象となっていなかった、観光・交流分野やサービス系の事業への対応や、協議会メンバーで構築している支援体制としての設備投資や研究開発への補助、専門家派遣、経営相談などの範囲にとどまらない新たな支援ニーズへの対応であり、そのニーズは外部とのネットワーク構築や、域外へのプロモーション、これまで接点のなかった海外含めた異分野・異業種との協業によるイノベーション創出など、企業ごとに多岐にわたっている。

本計画は、こうした多様な支援ニーズに対して、地域内だけではカバーできない支援



機能を、首都圏の支援機関等と連携することで確保し、地域経済牽引事業を大きく成長させるために、地元と首都圏が一体となった切れ目ない支援体制を構築し、新たな取組みを実施するためのものである。

(3) 地域の各地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化

連携支援事業を共同で実施する各地域経済牽引支援機関の役割と責任については、3 (1) に掲げるとおりとし、3 (2) に掲げる連携体制を構築し、地域経済牽引事業を首都圏において効果的に支援していく。

(4) 地域内で不足する支援機能の地域外からの補完

本計画では、地域内において、地元支援機関が担う技術的支援、財政的支援、人的支援などを経て、事業化が進んできた「地域経済牽引事業」の商品やサービスなどを、域外マーケット（首都圏・世界）に発信・展開していくことにあり、域内に不足する情報、ノウハウ、ネットワークなどを産業支援機関だけでなく広く民間に求め、オープンイノベーションプラットフォーム機能を持たせるものである。

(5) 想定する支援件数

本市の二つの地域基本計画では、実施期間である平成 34 年度末までの 5 年間において、「地域経済牽引事業」44 件の創出を予定している。

この中から、首都圏プロモーションが必要となる「地域経済牽引事業」を的確に見出し、個別のニーズに応じたビジネスマッチング等の支援を実施する。特に計画期間の前半において、なるべく多くの案件の重点的な支援の開始を目指すものの、必要に応じて継続的な支援を複数年度に渡って実施することも想定されることから、支援件数は合計 55 件とする。

	平成 30 年 度	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度	平成 34 年 度	合計
目標件数	5 件	15 件 (うち継 続 5 件)	15 件 (うち継 続 10 件)	10 件 (うち継 続 10 件)	10 件 (うち継 続 10 件)	55 件

2 連携支援事業の内容及び実施時期

本計画の事業実施にあたっては、地域内に不足する民間のネットワークを活用して、「地域経済牽引事業」を支援していくために、首都圏の地域経済牽引支援機関と連携を図ることとしている。その連携組織は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東京中小企業投資育成株式会社、一般社団法人 Japan Innovation Network、ソフトバンク株式会社及び静岡市を構成員とし、「静岡市地域経済牽引事業首都圏支援協議会」（以下「首都圏支援協議会」という。）として設立する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構及び東京中小企業投資育成株式会社については、コンサルティングや資金調達などの面からの支援、一般社団法人 Japan Innovation Network

及びソフトバンク株式会社については、オープンイノベーションプラットフォームの提供を受けることとし、下記の事業を実施する。

① 静岡市内で実施する事業

- ・静岡市地域経済牽引事業促進協議会による切れ目のない支援

地域未来牽引企業や地域経済牽引事業に対しては、静岡市地域経済牽引事業促進協議会の各構成員が持つ支援制度を総動員し、各事業の性質・内容・段階等に応じた経営相談、設備投資支援、開発支援、販路開拓支援等の切れ目のない支援を行う。

静岡商工会議所・静岡県中小企業団体中央会：経営支援、組織化支援

地元大学（国立大学法人静岡大学、静岡県立大学、東海大学、常葉大学、静岡英和学院大学・静岡英和学院短期大学部、静岡産業大学）：産学共同研究・企業への人材供給

公益財団法人静岡県産業振興財団・静岡県工業技術研究所：技術相談、研究開発支援

日本貿易振興機構静岡貿易情報センター：海外展開支援

一般財団法人静岡経済研究所：調査・研究情報の提供

静岡県・静岡市：企業立地、設備投資支援

- ・首都圏支援協議会によるセミナーの開催

地域未来牽引企業や地域経済牽引事業計画承認企業に対して、静岡市地域経済牽引事業促進協議会構成員が持つ支援だけでは対応しきれない支援ニーズをカバーするために、首都圏支援協議会の各構成員が持つ支援制度やその活用方法などについて説明するセミナーを年1回開催する。

- ・地域未来牽引企業や地域経済牽引事業計画承認企業への訪問や相談等の実施

首都圏支援協議会構成員の支援メニュー活用を希望する企業との面談や、各構成員側からの支援の提案などを、静岡市とともに実施する。

② 首都圏で実施する事業

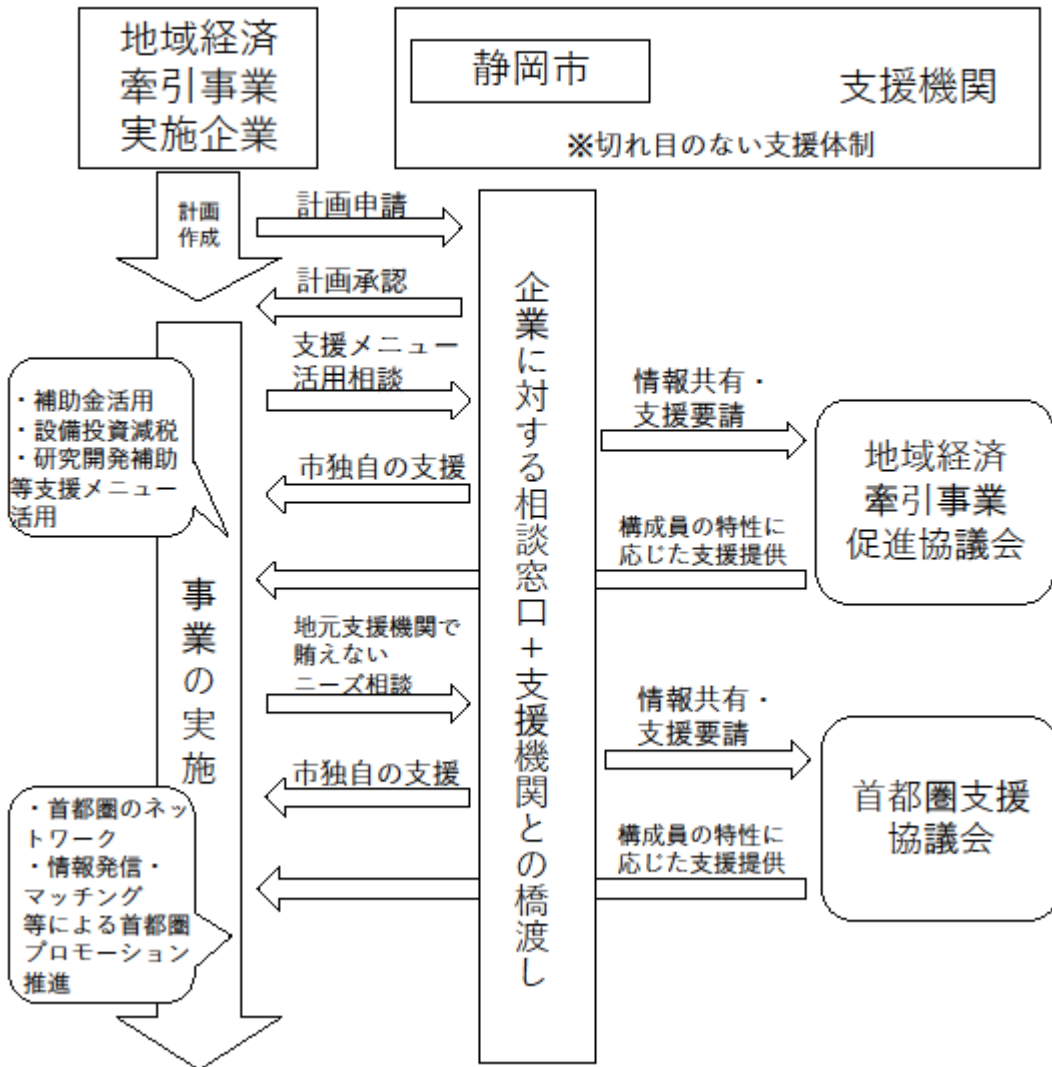
- ・「地域経済牽引事業計画」の首都圏プロモーション活動

ソフトバンク(株)が運営する WeWork というビジネスコミュニティを活用し、地域未来牽引企業や地域経済牽引事業についての情報発信、製品・サービス等のプレゼンテーションや、域外企業とのビジネスマッチングなどを実施する。

- ・イノベーション経営の啓発

一般社団法人 Japan Innovation Network が持つ教育プログラムやアイデアの事業化支援など、経営者に対する意識啓発メニューを活用し、地域経済牽引事業計画の更なる磨き上げや、新たなイノベーション創出を支援する。

【企業からの相談・支援の流れ】



本計画の期間は承認の日から平成 34 年度末日までとする。
 なお、本計画の期間は静岡市における同意基本計画の期間と整合している。

3 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

(1) 連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該地域経済牽引支援機関の役割

	当該連携支援事業を実施する者の①名称、②住所、③代表者名	④当該連携支援事業における役割
1	① 静岡市 ② 静岡市追手町5-1 ③ 静岡市長 田辺 信宏	<ul style="list-style-type: none"> ・当該連携支援事業の統括・代表者 ・静岡市地域経済牽引事業促進協議会の運営 ・静岡市内の支援機関の総合窓口 ・静岡市地域経済牽引事業首都圏支援協議会の運営 ・連携支援計画推進のための企画立案・事業運営全般・進捗管理 ・各支援機関との連絡調整
2	① 静岡市地域経済牽引事業促進協議会 ② 静岡市追手町5-1 ③ 会長 池田 文信	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員（静岡商工会議所・静岡県中小企業団体中央会・地元大学・公益財団法人静岡県産業振興財団・日本貿易振興機構静岡貿易情報センター・一般財団法人静岡経済研究所・静岡県工業技術研究所・静岡県）による各支援機関の特性や強みを生かした <ul style="list-style-type: none"> ○地域経済牽引事業の発掘 ○地域未来牽引企業や地域経済牽引事業に取り組む企業への支援 ・静岡県静岡市基本計画及び静岡県静岡市戦略産業等支援強化地域基本計画の進捗管理
3	① 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ② 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル ③ 理事長 高田 坦史	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市地域経済牽引事業促進協議会構成支援機関の更なる能力向上や支援活動のサポート ・地域未来牽引企業や地域経済牽引事業に取り組む企業に対する地域中小企業の経営力強化・成長支援のためのハンズオン支援等支援メニューの提供
4	① 東京中小企業投資育成株式会社 ② 東京都渋谷区3-29-22 投資育成ビル ③ 代表取締役社長 望月 晴文	<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来牽引企業や地域経済牽引事業に取り組む企業に対する中小企業投資育成株式会社法に基づく資本政策相談や、人材育成等へのコンサルテーション
5	① 一般社団法人 Japan Innovation Network ② 東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー 8階 ③ 代表理事 紺野 登	<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来牽引企業や地域経済牽引事業に取り組む企業に対するセミナー・教育プログラムの提供、各種オープンイノベーションプラットフォームへの橋渡し

6	① ソフトバンク株式会社 ② 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング ③ 代表取締役 社長執行役員 兼CEO 宮内 謙	・地域未来牽引企業や地域経済牽引事業に取り組む企業へのICTの観点からのアドバイスや、グループ企業とのビジネスマッチング ・グループ企業である WeWorkJAPAN が運営する WeWork を会場とした連携支援事業の開催支援
---	--	---

(2) 連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の相互の提携又は連絡に関する事項

<p>地域経済牽引事業に対しての地元における支援と、首都圏における支援を効果的かつスムーズに引き継いでいくため、静岡市地域経済牽引事業促進協議会事務局と首都圏支援協議会事務局を静岡市が務め、各協議会の運営・連絡体制や支援対象に対する相談窓口機能を統括することで、一体となった支援体制を確立する。</p> <p>① 地元における支援については、地域経済牽引事業の内容や支援ニーズを静岡市が把握し、その情報を静岡市地域経済牽引事業促進協議会で共有し、構成員による支援の検討を促進する会議を年2回程度開催し、支援対象の課題解決に必要な支援が、各構成員から適切に引き出されるよう調整を図る。</p> <p>② 首都圏における支援については、首都圏支援協議会構成員相互の情報の共有や意思疎通、連携支援事業の円滑な実施のため、会議を開催する。</p> <p>会議は年に2回開催することとし、会議においては、支援対象となる地域経済牽引事業についての情報の共有や、本連携支援計画で実施する事業についての協議などを行う。首都圏支援協議会の設置目的、運営方法、事業等については規約で定める。</p> <p>首都圏支援協議会の事業の実施にあたっては、支援対象の課題解決に必要な支援が、各構成員から適切に引き出され、支援の効果が大きくなるよう、支援対象に対しての総合的な相談窓口及び首都圏支援協議会構成員との連絡調整の機能は静岡市が担うとともに、首都圏支援協議会を適切に運営する。</p>
--

II 任意記載事項

1 補助金等交付財産の活用に関する事項

該当なし

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。